

ブラジルにおける外国語 (日本語) 商標の取り扱い



Filipe Cabral
(弁護士)



Fernanda
Mascarenhas
(弁護士)

Dannemann Siemsen Bigler & Ipanema
Moreira

Dannemann Siemsen Bigler & Ipanema Moreira は、1900年に設立されたブラジル最大の知財専門法律事務所である。現在、280名の弁護士および900名以上のスタッフを擁し、リオデジャネイロ、サンパウロ、ブラジリアにオフィスを有している。Cabral氏は20年以上の経験を有するパートナー弁護士で、商標を専門としている。Mascarenhas氏は知財全般を担当する弁護士である。

概要

ブラジル産業財産法（IP法）第122条に従い、「視覚的に認識可能な識別性を有するあらゆる標章であって、法律により禁じられていないものは、商標として登録を受けることができる」。

表意文字は、視覚的に認識可能な標章であることを考えると、識別性を有し、法律により禁じられていない限り、商標として登録可能である。

詳細および考察事項

ブラジル産業財産庁（INPI）のガイドライン（決議第177/2007号）における以下の規定に従い、日本語および中国語の文字のような表意文字で構成された標章は、図形商標とみなされる。

図形商標とは、以下のもので構成された標章である。

- 図案、画像、図形または記号

- あらゆる空想的もしくは形象的な形態、または分離された文字もしくは数字、またはこれらに図案、画像、図形または記号が付随するもの
- ヘブライ文字、キリル文字、アラビア文字など、母国語以外の文字で構成される言葉
- 日本語および中国語のような表意文字

以下に示すように、表意文字で構成された商標として、INPIにより許可された数多くの登録が存在する。

大白蓮華

- 商標「**大白蓮華**」の登録第 829.510.494 号は、創価学会の名義で、16 類の「新聞、雑誌、定期刊行物、印刷物、文房具」に関して、2007 年 12 月 7 日に出願され、2011 年 2 月 1 日に登録された。

万达

- 商標「**万达**」の登録第 905.311.078 号は、Dalian Wanda Group Co., Ltd. の名義で、16 類の「文房具または家庭用の接着物質〔接着剤〕；エッチング〔印刷物〕；アルバム；暦；スタンプ台用インク；糊（包装材料、糊製品）；顕微鏡で使用する生物試料〔教材〕；葉巻のリング；注記印判など」に関して、2012 年 9 月 19 日に出願され、2015 年 12 月 8 日に登録された。

- 商標「**千と千尋の神隠し**」の登録第 824.646.738 号は、株式会社二馬力の名義で、30 類の「アーモンドケーキ、飲食用グラニュー糖、チューイングガム、甘草（菓子類）；コーヒーまたはココア飲料、麦芽ビスケット、ミントキャンディー、アイスクリーム、ワッフル、ビスケット、ポップコーン、クッキー、コーンフレーク；アイスクリーム用コーン」に関して、2002 年 6 月 11 日に出願され、2008 年 11 月 3 日に登録された。

これに関して、表意文字で構成された商標に与えられる法的保護は、文字の図形的表現および表意文字自体に与えられるものであって、表意文字が意味する単語または語句に与えられるものではないと、INPIのガイドラインは明確に述べている。

それゆえ、表意文字の翻訳を保護するためには、表意文字と表意文字が意味する単語または語句とを組み合わせた商標を出願する必要がある。その例を以下に示す。



- 文字および図形商標「AJISEN」-の登録 No.830.092.854 は、重光産業株式会社の名義で、30 類の「中華麺、インスタント中華麺、うどん、インスタントうどん、そば、即席そば、スパゲティ、麺」に関して、2009年3月17日に出願され、2012年5月29日に登録された。



- 商標「THE CEREAL WAY」- 五谷道場 の登録第 827.694.121 号は、Beijing The Cereal Wayfood Technology Development Co., Ltd. の名義で、30 類の「砂糖；麺（パスタ）；家庭用食肉の軟化剤；クッキー；ケーキ；茶；チョコレート；食品用精油（エーテル精油およびエッセンシャルオイルを除く）」に関して、2005年9月5日に出願され、2011年1月4日に登録された。

KARMAKISSES

不老果子

- 商標「KARMAKISSES」- 不老果子 の登録第 829.137.084 号は、Ever Companion Food Corporation の名義で、30 類の「茶、飲料または茶含有飲料、コーヒー、ココア、チョコレート、ココアおよびチョコレ

ート含有飲料、コーヒー含有飲料、クリーム、塩、醤油、ソースまたはシチューの素、黒酢、酢、スパイス；香辛料および調味料、食品（食料品）用香料、砂糖、甘味料（天然または人工）、蜂蜜、ローヤルゼリー、糖蜜またはシロップ」に関して、2007年4月17日に出願され、2009年10月6日に登録された。

注意すべき点として、IP法第143条の規定に従い、商標は登録された形態で、または識別性に影響を及ぼさない程度に変更された形態で使用されなければならない。かかる形態で使用されない場合、正当な利害関係者の請求により当該登録は取消される。

上記の規定に照らし、表意文字とその翻訳との組合せで構成された商標の登録が認可された場合、当該商標は登録された形態と同じ形態で使用されなければならない。

したがって、当該商標をより柔軟に使用できるように、表意文字の出願およびその翻訳の出願を別個に提出することもできる。この選択肢の利点は、表意文字とその翻訳を一緒に、または別個に使用できることである。

もう一つの重要な側面として、図形商標としての表意文字の登録では保護されない、表意文字の音訳についても検討すべきである。音訳に関して商標としての保護を受けるためには、かかる音訳の商標を追加で出願する必要がある。

提言

表意文字に与えられる保護は、当該文字の外観に限定されることを考えると、より広い範囲の商標保護を受けるためには、表意文字の翻訳の出願に加え、その音訳も出願することが望ましい。

表意文字とその翻訳との組み合わせ商標を出願するか、表意文字の出願およびその翻訳の出願を別個に出願するかは、所有者がその商標をどのような方法で使用したいかによって決まる。表意文字をその翻訳と一緒に使用したい場合は、表意文字とその翻訳との組み合わせ商標を出願すべきである。その一方で、2つを別個に出願すれば、表意文字と翻訳とを一緒に、または別個に使用することが可能である。

表意文字を出願する前に、表意文字、その翻訳および音訳のそれぞれについて、商標調査を行うことが推奨される。

(編集協力：日本技術貿易株式会社)